

Office News

August. 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

2022年度の雇用保険料 引き上げを検討

厚生労働省が、2022年度の雇用保険料について引き上げの検討に入る、ということが各種メディアで報道されました。

具体的な引き上げ率は、2021年秋にも議論され、早ければ2022年の通常国会において改正案を提出する方針のようです。

そもそも雇用保険は、2つの事業に大きく分けられます。1つは仕事を失った人(失業者)などが生活に困らないようにする失業等給付事業、もう1つは雇用安定・能力開発事業(各種助成金や教育訓練への支援など)です。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用安定事業の1つである雇用調整助成金の給付が急増し、給付決定額は4兆円を超えました。すでに財源が不足し、国の一般会計から約1兆1千億円を繰り入れ、失業等給付事業の積立金からも約1兆7千億円を借りている状態であることから、今回の雇用保険料引き上げを検討しております。

2021年度の雇用保険料率(一般の業種)は、労働者負担割合が0.3%、企業または事業主が負担する割合は0.6%となっておりますが、2022年度からは、労働者負担割合が最大で0.6%(2倍)、0.95%(約1.6倍)まで引き上げられる見込みです。

具体的な引き上げ率は、雇用調整助成金の給付対象者数や国内の経済状況などを勘案して決定することになりそうです。



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
先日、多くの人々が利用しているインターネット上の掲示板に、当社の誹謗中傷の書き込みがありました。そこで調査したところ、当社の社員がこれを書いていることが判明しました。書き込みには、上司を誹謗中傷する内容が含まれています。このような社員を懲戒処分にはすることはできますか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
ご質問の件ですが、その社員がしていることは、名誉毀損罪または侮辱罪にもあたると考えられる犯罪行為です。ましてや、会社だけでなく上司個人にも及ぶ内容だとすると、プライバシーに対する重大な侵害でもあります。これらの犯罪は告訴がなければ起訴されないですし、犯罪の立証は厳格なものなので、実際に有罪になるかどうかは分かりません。しかし、それとは別問題として、懲戒処分できるかどうかについては、次のように考えられます。

まず、事実ではないことを書き込み誹謗中傷しているときは、懲戒解雇できる可能性が高いと考えられます。それは、会社の秩序を乱し、業務に支障を与えた行為と考えられ、社員として重大な違反行為を犯しているからです。しかし、事実に基づいて誹謗中傷しているときは、どのように誹謗中傷が行われていたかも検証しなければならないため、一概には判断できないでしょう。

犯罪として告訴するにしても、懲戒処分を行うにしても、事実調査と証拠固めが最も重要です。掲示板の管理者などに発信者情報の開示請求をするなどして、確実な資料を収集してから対処するようにしてください。



今月の実務スケジュール

- 中元贈答品の御礼状送付
- 下期人事異動の発表準備
- 熱中症対策(塩飴等の予防品の配布)
- 取引先への夏季休業期間のご案内
- 台風等の自然災害時の体制見直し



連絡先

- ◆所在地: 〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL: 072-396-4870 (サンキュー労使ハナマル)
- ◆FAX: 072-396-4780 (サンキュー労使悩まん)
- ◆メール: info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ: <http://sharoshi-hasegawa.com>